



川島町告示44号

川島町かわみんタクシー運行事業実施要綱（平成29年告示第36号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月12日

川島町長 飯島 和夫



川島町かわみんタクシー運行事業実施要綱の一部を改正する告示

令和 3 年 4 月 12 日
川島町告示第 44 号

川島町かわみんタクシー運行事業実施要綱（平成 29 年告示第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（登録の取消し等）

第 17 条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、かわみんタクシーの利用登録を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により登録したとき。
- (3) 適正と認められない利用をしたとき。
- (4) 運行上支障があると認められるとき。
- (5) その他、町長が不適當と認めたとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。